

被措置児童等虐待に係る児童福祉法改正への対応について (保育所等の職員による虐待に関する通報義務等)

【資料4】

法改正の概要

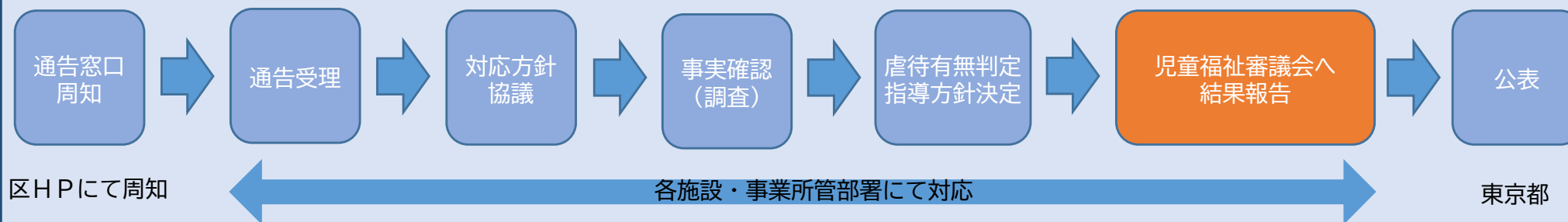
- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを受け、令和7年10月1日施行の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の対象となる施設・事業が追加となった。

【対象施設・事業】

従前	小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設
追加	保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

区の対応

<対応の流れ>



- 区における通告受理、事実確認(調査)、虐待有無の判断、児童福祉審議会への報告等、一連の対応は各施設・事業の所管部署が行う。
- 児童福祉審議会への報告については、毎月開催予定であることや、弁護士や医師の委員がいること、また、児童福祉審議会子どもの権利擁護部会の所掌事項のひとつに、「児童福祉法の規定による被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、その報告に係る事項について意見を述べること」があることから、「子どもの権利擁護部会」の所掌事項とさせていただきます。